

事業概要

令和7年度



社会福祉法人 昭徳会

児童養護施設 名古屋若松寮

地域小規模児童養護施設 はぐみ

地域小規模児童養護施設 つむぎ

地域小規模児童養護施設 かなで

令和 7 年度 事業計画・概要

目 次

I. 施設の概要

社会福祉法人 昭徳会 基本理念	2
職員行動指針	3
全国児童養護施設協議会倫理綱領	4
1 施設種別	6
2 事業の目的	6
3 入所定員	6
4 施設名称及び所在地	6
5 設置主体及び経営主体	6
6 沿革	6
7 規模及び構造	7
敷地図面・建物平面図	7
8 職員配置構成	9
9 職員構成	9

II. 支援の概要

1 令和 7 年度事業計画	10
2 会議・施設内職員研修・子ども会議・委員会活動	11
3 年間行事	13
4 生活の流れ・各ホーム紹介	14
5 給食関係	16
6 心理療法	17
7 入所児童の状況	18

III. 防災関係

1 防災体制	20
2 災害対策組織	20
3 地震災害時行動マニュアル	21

IV. 危機管理マニュアル

V. 収支予算内訳書

社会福祉法人 昭徳会 基本理念

『^{しあ}幸 ^{わせ}福』

社会福祉法人 昭徳会 基本方針

1. ひとりひとりに、思いやりの心を持って接します
2. ひとりひとりを尊重し、その人に合った支援、援助をします
3. ひとりひとりを大切に、まごころで接します
4. わたくしたちは、すべての人の幸福を目指し、たゆみなく援助技術の向上に努めます
5. わたくしたちは、お互いに助け合い、よりよい生活ができるよう努めます

《職員行動指針》

（対人援助）

第1条 いつも笑顔で接します

笑顔は、「すべての人」「すべての時」「すべての場面」において、相手を豊かで快適な気持ちにさせることができます。私たちは、笑顔こそ最良の行動と考え、いつも最高の笑顔を社会に提供し、未来を明るく照らす存在になることを目指します。

（思いやり 素直さ）

第2条 謙虚な姿勢で接します

人の話に耳を傾け、分からない事は聞き、自分に非がある時は「すみません」「ごめんなさい」が言えること。すべてに共通する気持ちは素直さです。素直な気持ちは、誠実な人格形成につながり、良好な人間関係づくりに大切です。

（共感）

第3条 同じ目線で向き合います

関わる全ての方に対し誠実な姿勢で「向き合い」、「共に喜び」「共に悲しみ」「共に考え」、またその全てを「認めること」や「受け入れること」が相手への尊重・共感に繋がります。

（仕事への姿勢）

第4条 いつも前向きに取り組みます

不平不満を口にすると、3つの“無い”（変わらない・創られない・生み出さない）が増えるだけです。嫌なことや辛いことも向き合ってみて、ありのままを受け止めることができたその先に、成長があるはずです。未来の私たちに悔いを残さないよう、前を向いて歩きます。

（自己研鑽）

第5条 学ぶ姿勢を持ち続けます

「学ぶ」ということは、技術・知識だけではなく、言葉遣い、気配り等、人間性を高めることも対象になっています。ミスのない確実な仕事をするためにも、常に学んで事故を高めていくことが大切です。

（地域貢献）

第6条 地域との繋がりを大切にします

地域に目を向け、地域からの役割を理解し、地域のために尽くします。

（健康管理）

第7条 心と身体を大切にします

より良いサービスを提供するためには、心身の健康を保つことも大切な仕事です。

（問題解決）

第8条 小さな気付きを大切にします

目の前の小さな問題に気づかず放置すれば、後で大きな問題になります。普段の仕事の中であたりまえと思わず、どんな小さなことでも自ら気づくことが、問題解決の最善策です。

（連携 チームワーク）

第9条 チーム力を高めます

目的を共有し、相互に支え合い、円滑なコミュニケーションを図ることが大切です。

（感謝）

第10条 感謝の気持ちで接します

感謝には相手を労い、敬う言葉がたくさん含まれています。感謝を伝え合うことでたくさんの変化をもたらしてくれます。どのような状況であっても、まずは「ありがとう」という気持ちで向き合います。

社会福祉法人昭徳会

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

全国児童養護施設協議会では、児童養護施設で生活する子どもの安心・安全を守り、養育の向上をはかるため、2010年5月に「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を策定しました。

今後、全国の児童養護施設の役員・施設長・職員が、毎日の子どもとのかかわりのなかで子どもの最善の利益を追求し、養育にたずさわるための指針として活用をはかります。

.....

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員(以下、『私たち』という。)は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にしたい支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

I 施設の概要

1 施設種別

児童養護施設（児童福祉法第 41 条の規定に基づく）

2 事業の目的

児童福祉法第 41 条の規定に基づき、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

3 入所定員

児童養護施設・・・24 名(4 ユニット) 地域小規模児童養護施設・・・18 名(3 棟)

4 施設名称及び所在地

児童養護施設

<名 称> 名古屋若松寮

<所在地> 〒465-0074 愛知県名古屋市名東区山香町 321 番地
TEL (052)783-8061 FAX (052)783-8063
E-mail wakamatsu@syoutokukai.or.jp

地域小規模児童養護施設

<名称> はぐみ

〒465-0071 愛知県名古屋市名東区西山台 106-1-2
TEL (052)880-8002 FAX (052)880-8010

<名称> つむぎ

〒465-0087 愛知県名古屋市名東区名東本通 3 丁目 6
TEL (052)784-8971 FAX (052)784-8972

<名称> かなで

〒465-0071 愛知県名古屋市名東区西山台 118 番地
TEL (052)753-4277 FAX (052)753-4288

5 設置主体及び経営主体

社会福祉法人 昭徳会

6 沿革

昭和 14. 7. 21 愛知県野間市に名古屋市学童浜聚楽学園として開園

昭和 21. 2. 11 愛知県本宿に学童合宿教育所を開園

昭和 21. 2. 17 愛知県上横須賀に学童合宿教育所を開園

昭和 25. 4. 1 3 施設を児童養護施設として認定

昭和 42. 1. 1 3 施設を統合して東春日井郡（現：尾張旭市）に移転
「名古屋市若松寮」として創立

平成 9. 4. 1 現在の名古屋市名東区に移転

平成 28. 4. 1 社会福祉法人昭徳会に事業移管、名称を「名古屋若松寮」とする

平成 30. 4. 1 地域小規模児童養護施設「はぐみ」を開設

令和 3. 4. 1 地域小規模児童養護施設「つむぎ」を開設

令和 7. 4. 1 地域小規模児童養護施設「かなで」を開設

7 規模及び構造

敷地面積

3,370.44 m²

建築面積

1,118.33 m²

延床面積

1,646. m²

管理棟 1 F : 294.31 m²

管理棟 2 F : 283.20 m²

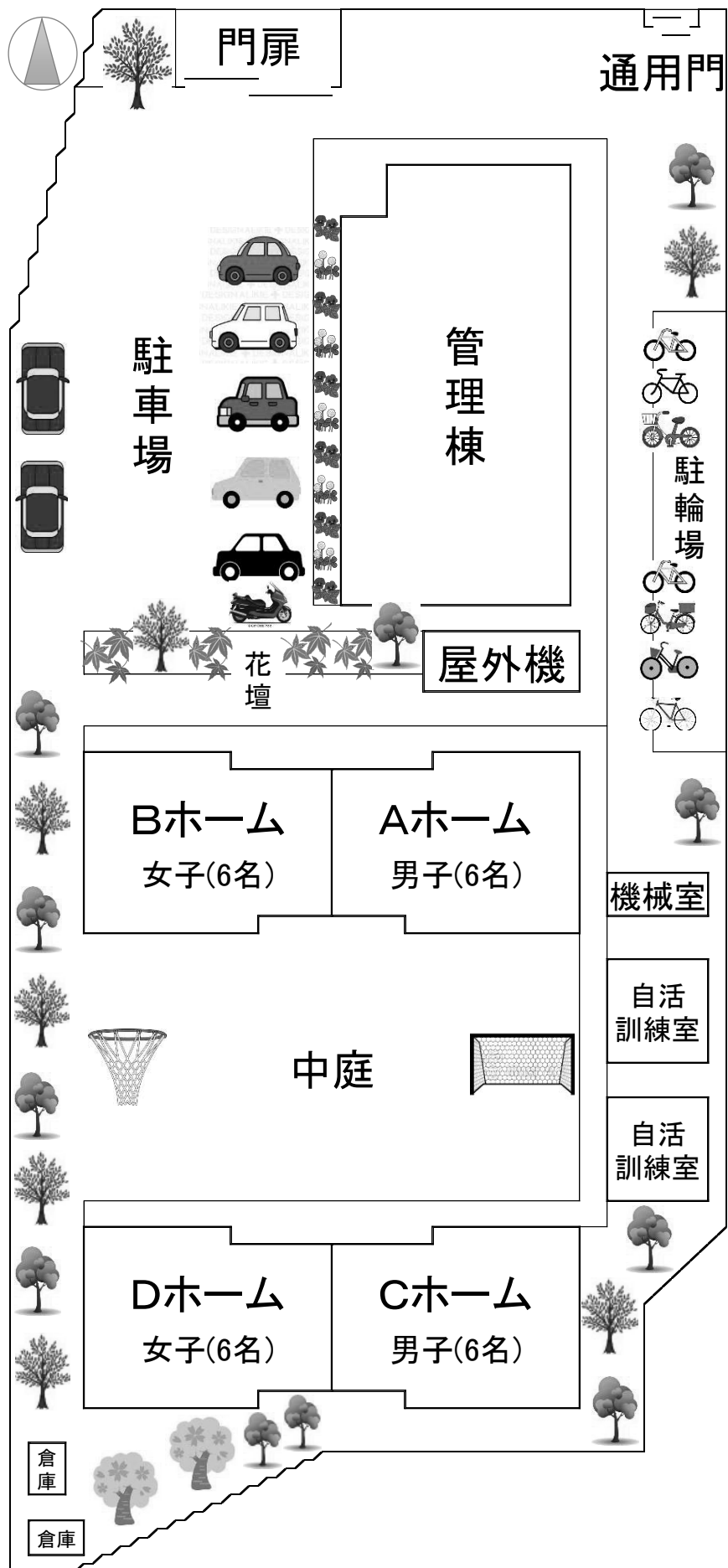
ホーム 1 F : 267.88 m²×2

ホーム 2 F : 236.89 m²×2

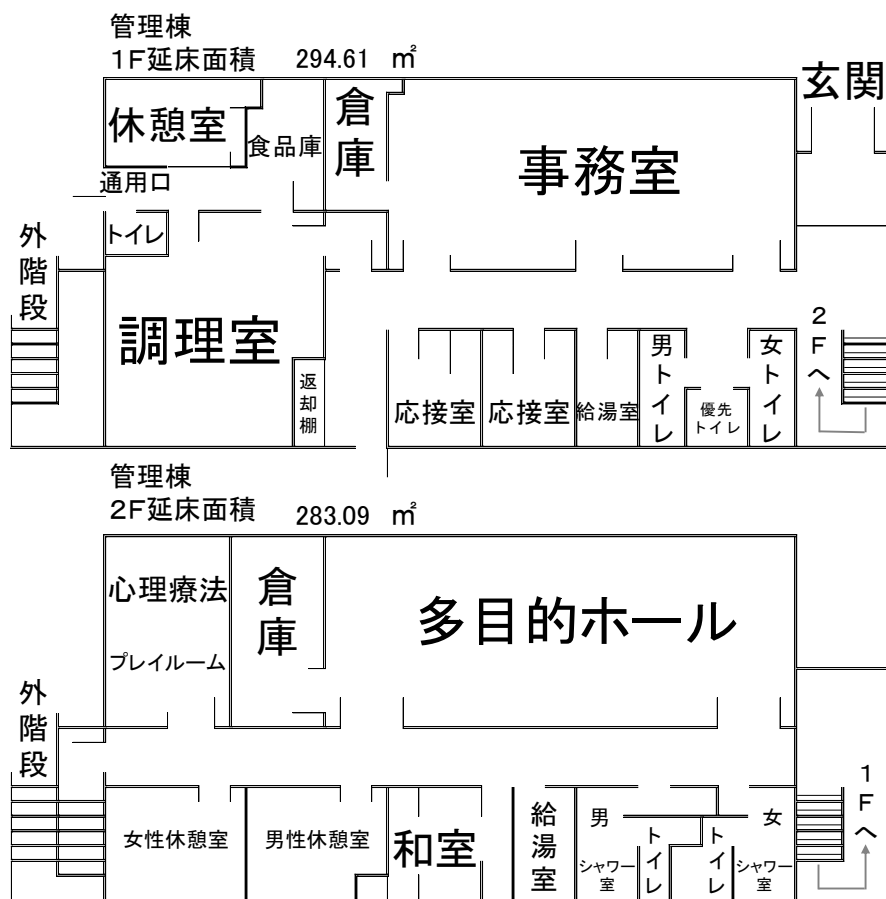
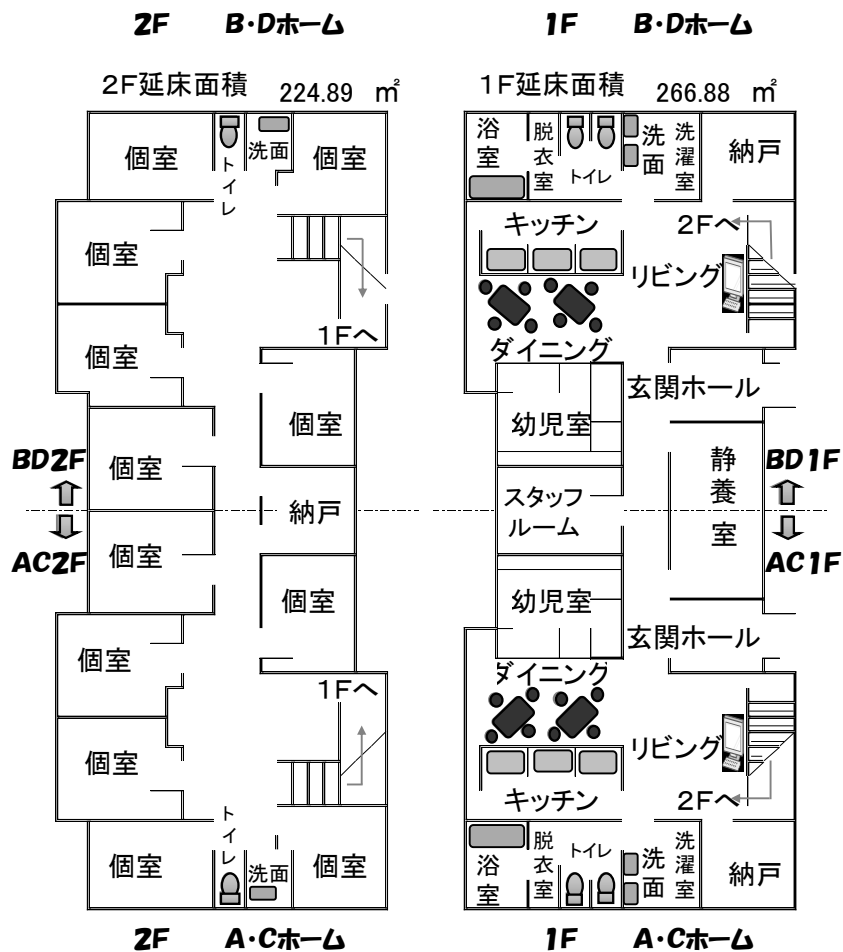
自立支援棟 : 21.00 m²×2

洗濯室 : 8.25 m²

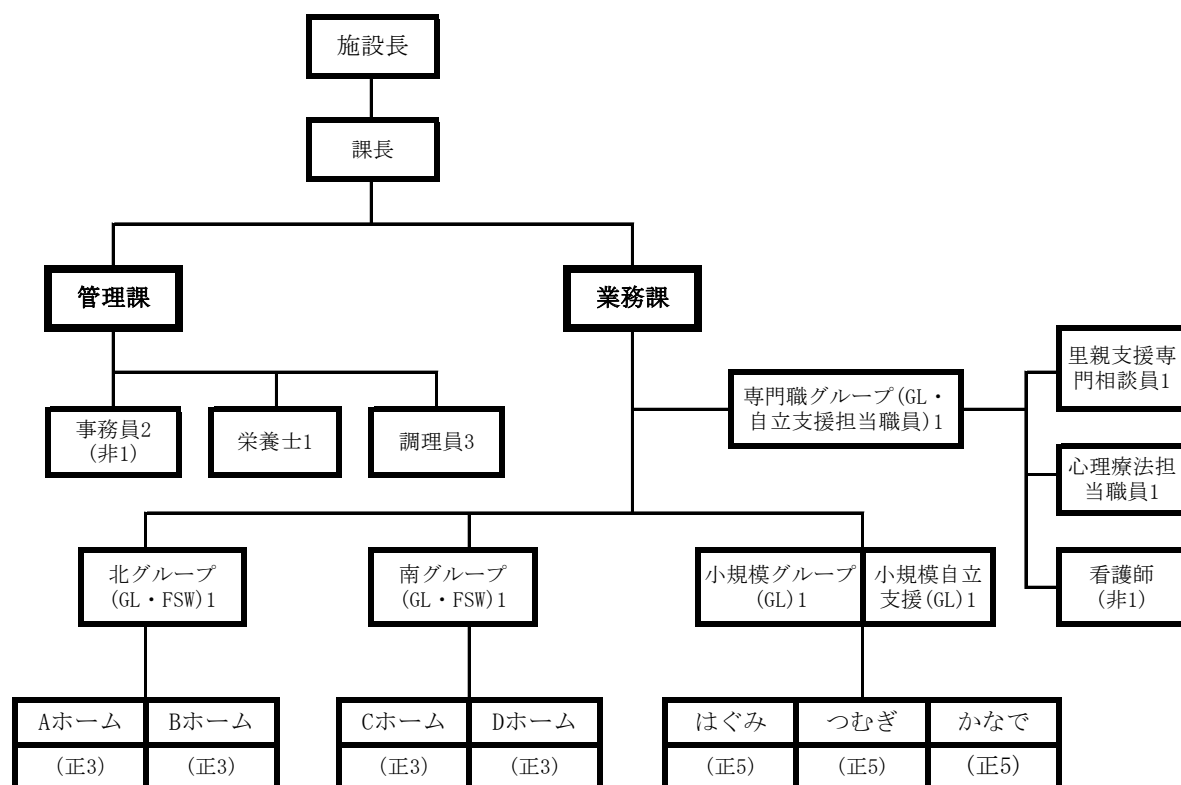
渡り廊下 : 9.36 m²



建物平面図



8 職員配置構成（令和7年度）



9 職員構成（小規模も含む）

職名	施設長	課長	児童指導員・保育士	自立支援担当職員	家庭支援専門相談員 [GL]	個別対応職員 [課長]	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	事務員	栄養士	調理員	嘱託医	看護師	合計
定員	1	1	27	2	2	1	1	1	1	1	3	[1]	1	42[1]
現員	1	1	26	2	2	1	1	1	1[1]	1	3	[1]	[1]	40[3]

※[]内は非常勤職員数。

Ⅱ 支援の概要

1 令和7年度 名古屋若松寮・はぐみ・つむぎ・かなで 事業計画

1. 事業運営基本計画（事業目標）

- (1) 子どもの安心・安全な生活環境の保障
- (2) 子どもの権利擁護と自立支援
- (3) 職員の質の向上と働きやすい環境作り
- (4) 食環境の充実・食育の推進
- (5) 建物・設備の老朽化に伴う大規模修繕実施

2. 具体的計画

(1) 子どもの安心・安全な生活環境の保障

- 1) 小規模グループケアという特性を活かし、日々子どもとの対話を大切にし、個々の能力に応じた柔軟できめ細やかな支援を行う。
- 2) ヒアリング（年3回）を実施し、安心して安全に生活できているかを確認する。
- 3) 環境美化・保健衛生委員会を中心に施設全体の環境整備・備品整備を行う。また、各ユニットもチェック表を作成し、環境整備・美化に努める。
- 4) 防災・防犯委員会を中心に研修等を行い、職員・子どもの防災意識の向上に努める。また、防犯に関する研修等を実施する。

(2) 子どもの権利擁護と自立支援

- 1) 子ども会議（月1回）の内容を充実させる。権利擁護・子ども研修委員会を中心に子どもの勉強会を継続的に実施する（年6回）。
- 2) 自立支援計画内容をより具体的なものとし、達成か否かを明確にして取り組む。
- 3) 子どもに権利ノートの説明、意見箱の活用、ヒアリングの実施（年3回）、職員には被措置児童等虐待事案を基にした研修の実施、他施設の取り組みの見学研修等を行い、子どもの権利擁護に努める。

(3) 職員の質の向上と働きやすい環境作り

- 1) 日々の実践の中でのOJTを中心に、施設内研修の充実、職員個々の状況に応じた専門性が身に付く外部研修等への参加を図る。また、メンター制度の確立に努める。
- 2) スーパーバイザー委託を行い、ケース会議を実施し（年5回）、職員の質の向上と支援の充実を図る。
- 3) 地域小規模児童養護施設かなでの開所に伴い、本体と小規模との連携、小規模同士の連携、本体内でのホーム間の連携を強化するため、会議の在り方を見直す。
- 4) 改めて就業規則の内容理解の徹底を図る。

(4) 食環境の充実・食育の推進

- 1) 業務課職員と管理課職員の十分な連携のもとに、子ども個々の嗜好に合わせた食事の提供ができるよう努める。
- 2) 地域小規模児童養護施設3軒に調理員が週1回以上入り、調理や買い出し等を行うことで、小規模での食環境の把握に努め、食環境の充実を図る。

(5) 建物・設備の老朽化に伴う大規模修繕実施

- 1) 大規模修繕（エアコン等）を実施する。
- 2) 今後の大規模修繕等を見越して、稼働率を上げると同時に、ショートステイ・一時保護委託を積極的に受け入れ、収入増を目指す。

2 会議・委員会活動等

1) 会議

①運営会議

メンバー（寮長・課長・GL・事務員）

5月・7月・9月・11月・1月・3月に開催

②安全衛生推進会議

メンバー（寮長・課長・GL・事務員）

運営会議と同時開催。

③職員会議

メンバー（全職員）

8月以外の毎月開催。

④業務課支援会議

メンバー（業務課全職員）

8月以外の隔月開催。

⑤グループ会議（北棟・南棟・小規模（はぐみ・つむぎ・かなで））

メンバー（課長・GL・各グループの職員全員）

8月以外の毎月開催。

⑥給食会議

メンバー（課長・GL・各ホーム長・事務員・栄養士・調理員）

5月・7月・9月・12月・3月に開催。

⑦ケース検討会

メンバー（業務課全職員）・SV

8月以外の隔月開催。

⑧特別ケース会議（問題行動・事故・事件等発生時）

メンバー（寮長・課長・GL・対応職員もしくは関係職員）

大きな問題や事件・事故が発生した場合に処置や方向性を検討し、対応マニュアルに基づいた対応と報告を行う。ケースに応じて臨時開催。

⑨リーダー会

メンバー（課長・GL）

毎月 第1・3火曜日 13:30～14:30に開催。 ※学校行事等により変更あり

2) 子ども会議

- ①小学生会議（毎月1回開催）～全小学生を対象とし、職員が入る
小学生へ周知すべき事項・小学生からの要望・行事等の連絡・学校関係事項

- ②中高生会議（毎月1回開催）～全中高生を対象とし、職員が入る
中高生へ周知すべき事項・中高生からの要望・行事等の計画連絡・学校関係事項
中高生としての自立支援事項

- ③各ホーム子ども会議（随時開催）～ホームの子ども全員を対象とし職員が入る
ホーム内で周知すべき事項・要望・行事等の計画連絡事項

3) 委員会

職員は、それぞれの委員会へ所属し、各委員会の委員長を中心に活動を行う。

- ①環境美化・保健衛生委員会
 - ・寮内清掃や地域清掃、花壇整備、公用車の清掃
 - ・日常の衛生管理、嘔吐物処理キットの使用方法的周知
 - ・保健衛生品の購入・管理
 - ・子どもの健康診断、予防接種、血液型の把握、歯磨き指導、健康管理

- ②防災防犯委員会
 - ・避難訓練、炊き出し訓練、通報訓練等の実施
 - ・発電機使用訓練
 - ・備蓄品等の確認と補充
 - ・火災、防犯、災害のマニュアル作成
 - ・子どもの防災センターへの見学

- ③行事・アルバム委員会
 - ・季節イベント、遊び企画実施
 - ・子どもへの研修実施（怒りのコントロール）
 - ・作物の栽培、収穫
 - ・光熱水費の節約
 - ・子どものアルバム作成

- ④広報委員会
 - ・広報誌「めばえ」の発行
 - ・子ども新聞の発行
 - ・ホームページの整理・更新
 - ・年賀状の発行、施設パンフレットの見直し

- ⑤権利擁護・子ども研修委員会
 - ・子どもへの「子ども権利ノート」の説明
 - ・職員勉強会（施設見学、グループワーク等）
 - ・意見箱の開封
 - ・子ども向け研修の企画実施

3 年間行事

4月

入学式



7月 海の家・海水浴



8月 全体キャンプ・スポーツ大会



9月 登山



10月 若松フェスティバル



11月 芋掘り



12月 フットサル大会



クリスマス会

餅つき



1月 スキー・スノボ旅行



2月 卒業を祝う会



4 生活の流れ

生活の流れ

	やること		時間	備考									
お起きましよう！	あいわ幼稚園	まき 牧の原小学校	にしやま 西山小学校	かみおか 神丘中学校	こうこうせい 高校生	6:30～ (学校お休み日は7:30～)	えん 園バスの時間	7:55登校	7:40分団集合	8:20までに登校	ちこく 遅刻しないように!!	学校に間に合うように自分で考えておきましよう	
げこう 下校後						外出：翌日の準備・宿題をやります。終わったらOK。 門限：小学生17:30 中学生18:00 高校生21:00 バイト22:00 (小学生の外出は学区内のみです) おやつ：1週間分を配るので自分で考えながら食べましよう。 作っていただいた夕食を、残さず、おいしくいただけるように、 量や時間を考えて食べましよう。							
ゆうしょく 夕食準備						18:00		みんなで協力しましよう					
にゆうよく 入浴						しょうとう 消灯時間に間に合うように				ひとり 1人ずつ入りましよう			
しゅうしん 就寝時間						幼児20:00 小学生(低)20:30(高)21:00 中学生22:00 高校生23:00 明日の学校の準備はOKかな？ 歯磨きもしましよう							
  〈ゲーム〉小学生1日1時間(土日は2時間) 中学生1日2時間(土日は3時間) 〈勉強〉小学生1日30分(土曜もやります) 中学生1日1時間(土日もやります) 〈パソコン〉1日30分(けんかのないようにゆずり合ってやりましよう)													

※物の貸し借りは、しません。

★早寝早起き、バランスのとれた食事や運動。良い生活リズムで元気回復★



令和 7 年度 ホーム紹介

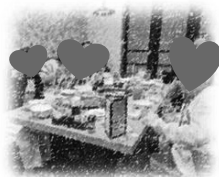


A ホーム

A ホームでは小学生、中学生、高校生の計 6 名の男の子たちが生活しています。中高生が多く、高校生が中心となって野球大会やキャンプなど行事に積極的に参加したり、学校生活ではそれぞれの目標を持ち勉学に励んでいます。新しい子どもも増え、春から新学年になる子どももいるため不安と希望を抱きながらも頑張っていきたいと思います。

B ホーム

B ホームは幼児 1 人、小学生 1 人、中学生 1 人、高校生 2 人が生活しています。小さい子の面倒をお姉さんが見てくれることもあります。また、職員と食事を楽しんだり、お買い物に行ったり、お手伝いもたくさんしてくれます。時にはホームで助け合い、時には子どもたちそれぞれの時間を大切に、楽しみを作りながら生活していきたいです。



C ホーム

C ホームは、小学生 3 人、中学生 2 人、高校生 1 人が生活しています。スポーツ好きな子が多く、休みの日は皆でキックベースやサッカーをして遊んでいます。みんな育ち盛りでカレーライスがメニューに出た日は、お米を 10 合食べきってしまうこともあります。たくさん身体を動かして、たくさん食べて心も身体も健やかに大きくなって欲しいです。

D ホーム

D ホームは幼児 1 人、小学生 3 人、高校生 1 人の 5 人の女の子が生活しています。ホームはいつも笑い声が響いており、皆とっても仲良しです。いろんな性格の子がいるため、時々喧嘩をしてしまうこともありますが、楽しく過ごしています。



はぐみ

はぐみでは小学 2 年生から小学 6 年生までの計 5 名の女の子が楽しくも賑やかな生活を送っています。歳が近いこともあり、時には喧嘩をすることもあります。皆でダンスを踊ったり、歌を歌ったりと仲良く過ごしています。今年度も子どもたちと楽しい思い出をたくさん作りたいと思います。

つむぎ

つむぎには、高校 2 年生、高校 1 年生、中学 3 年生、中学 1 年生の女の子が暮らしています。アニメや K-POP が大好きで楽しく推し活しながら日々を満喫中。職員が大変そうにしていると、お手伝いをやってくれ、優しくて思いやりのある子たちです。受験を控えた子を応援しながら一緒に頑張っています！



かなで

地域小規模施設かなでは、地域の中に一軒家を借りて、今年度から開所しました。中学生 1 名、高校生 2 名からスタート。子どもと職員が共に“笑顔”を奏で、支え合いながら「かなで」を作っていきたいと思います。



5 給食関係

子どもたちは入所前に、虐待など不適切な養育を受け、さまざまな背景の中で生活していました。その中で食事時間が虐待の場となっていたことも考えられます。そこで、決まった時間に食事を提供することにより生活リズムを整え、ホームごとに、より家庭的な雰囲気の中で温かくおいしい食事を提供できるように工夫しています。

食事の取り組み

○ホーム調理

家庭的な食事提供の一つとして、ホームでの調理の機会を増やしています。業務課職員が毎日の朝食づくり、日曜日の昼食・夕食づくりに加え、高校生の弁当づくりも行っています。さらに完全ホーム調理制に向けて火・水・木・金・土曜日は調理員がホームに入り調理を行っています。子どもたちは進んでお手伝いをしてくれます。また、夕食は栄養士の指定したメニューの日と、ホームごとに子どもたちとメニューを決めて食材の買い出しに行く日を作っています。

○野菜づくり

プランターや畑で季節の様々な野菜を育てています。

○誕生日メニュー

子どもたちの希望メニューを聞き、誕生日当日の夕食に提供しています。

誕生日ケーキは子どもと一緒に買ってきたり、ホームで作ったりしています。



〈たこやき〉



〈キンパ〉



〈焼肉〉

○手作りおやつ

調理員による、手作りおやつも提供しています。季節の行事に合わせたおやつも提供します。



〈お月見団子〉



〈鬼のチョコプリン〉



〈こいのぼりロールケーキ〉

6 心理療法

施設で生活している子どもたちは虐待体験のみならず、家族・友達・近所の人・保育士や教師・地域で慣れ親しんだ人々との分離など、さまざまな体験をしています。情緒や行動、自己認知・対人認知などで深刻なダメージを受けていることは少なくありません。

心理療法担当職員は、臨床心理学的な視点を用いて、子どもたちへの心理的支援を行っています。

活動内容

①心理療法

子どもたちは、自分を守るために、心の発達がゆっくりであったりストップしていたりする場合があります。そこで「心理療法」という非日常的な空間を提供することで、心の発達を促すお手伝いをします。

参考：令和6年度における心理療法を実施した年齢別人数

3歳～学齢前	0
小学生	10
中学生	1
高校生等	2
合計	13

②心理検査

児童相談所と連携して、必要に応じて実施します。

③生活場面面接

生活場面を共にすることで、心理療法場面以外の子どもたちの様子を知るようにしています。

④各種会議への参加

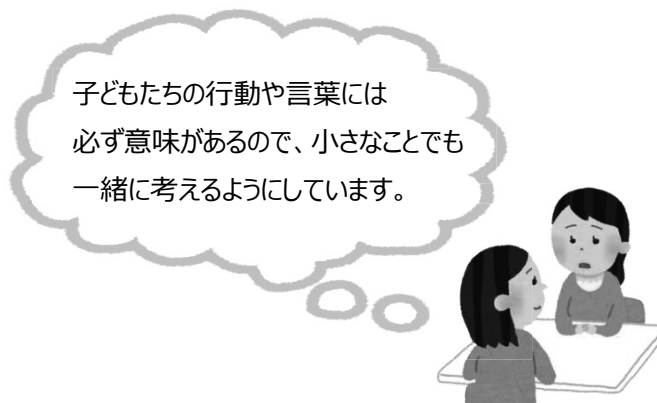
子どもたちを支援する現場職員との連携を深めるため、職員会議や各棟会議、子どもの支援に関する話し合いに参加しています。

⑤その他

学校や児童相談所等、子どもたちに関わる外部機関との連携を行っています。また、子どもたちへのよりよい支援に繋げるため、研修会への参加をしています。



■セラピールーム



子どもたちの行動や言葉には
必ず意味があるので、小さなことでも
一緒に考えるようにしています。

7 入所児童の状況(地域小規模児童養護施設を含む)

(1) 令和6年度在籍児童の入所及び退所状況

区 分	新規又は措置変更により入所した児童数(年度中)					
	他の児童福祉施設に入所 A	家庭から	その他	計		
児童福祉施設に措置された児童	0	6	0	6		
入所前の他の児童福祉施設等(Aの内訳)	乳児院	児童養護施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
	0	0	0	0	0	0

区 分	措置を解除又は変更された児童(年度中)									
	解 除							変 更		
	家庭環境改善	養子縁組	自活・自立	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設に入所 B	その他	計
児童福祉施設に措置された児童	5	0	3	0	0	0	8	0	0	0
退所後の他の児童福祉施設等(Bの内訳)	児童養護施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他					
	0	0	0	2	0					

(2) 在籍児童の入所理由(令和7年6月1日現在)

	男	女	計
父母の死亡	0	0	0
父母の行方不明	0	0	0
父母の離婚・不和	2	1	3
父母の性格異常・精神障害	1	0	1
父母の拘禁	1	2	3
父母の傷病・入院	0	0	0
父母の就労	0	0	0
父母の虐待・酷使	2	11	13

区 分	男	女	計
父母の放任・怠惰	1	4	5
養育力	0	2	2
棄児	0	0	0
養育拒否	3	2	5
破産等の経済的理由	1	0	1
児童の問題による監護困難	1	0	1
その他	0	0	0
総 数	12	22	34

(3) 入所児童の状況（令和7年6月1日現在）

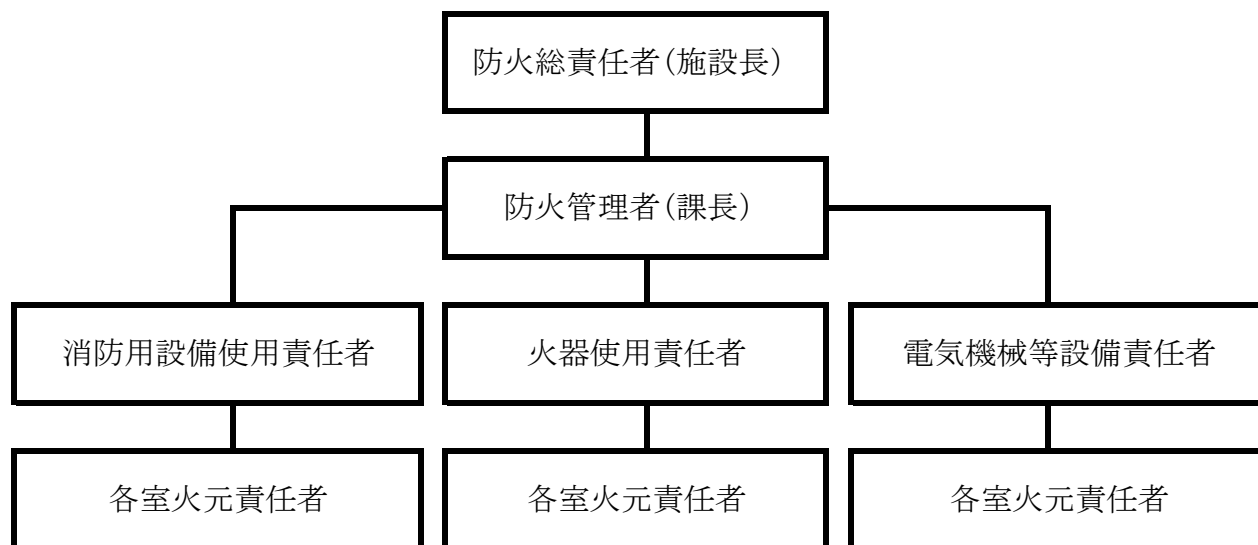
区 分		男	女	計	
未 就 学	3 未 満	0	0	0	
	3 以 上	0	2	2	
	小 計	0	2	2	
小 学 生	1 年	0	1	1	
	2 年	0	1	1	
	3 年	0	1	1	
	4 年	1	1	2	
	5 年	2	3	5	
	6 年	0	3	3	
	小 計	3	10	13	
中 学 生	1 年	3	2	5	
	2 年	1	1	2	
	3 年	2	0	2	
	小 計	6	3	9	
高 校 生	全 日 制	1 年	1	3	4
		2 年	0	3	3
		3 年	1	1	2
	定 時 制	1 年	0	0	0
		2 年	0	0	0
		3 年	0	0	0
		4 年	0	0	0
	通 信 制	1 年	0	0	0
		2 年	0	0	0
		3 年	0	0	0
		4 年	0	0	0
	小 計		2	7	9
高等専門学校		0	0	0	
専修学校・各種学校		1	0	1	
職業訓練校		0	0	0	
その他中卒児童（就職等）		0	0	0	
総 数		12	22	34	

(4) 入所期間の内訳（令和6年6月1日現在）

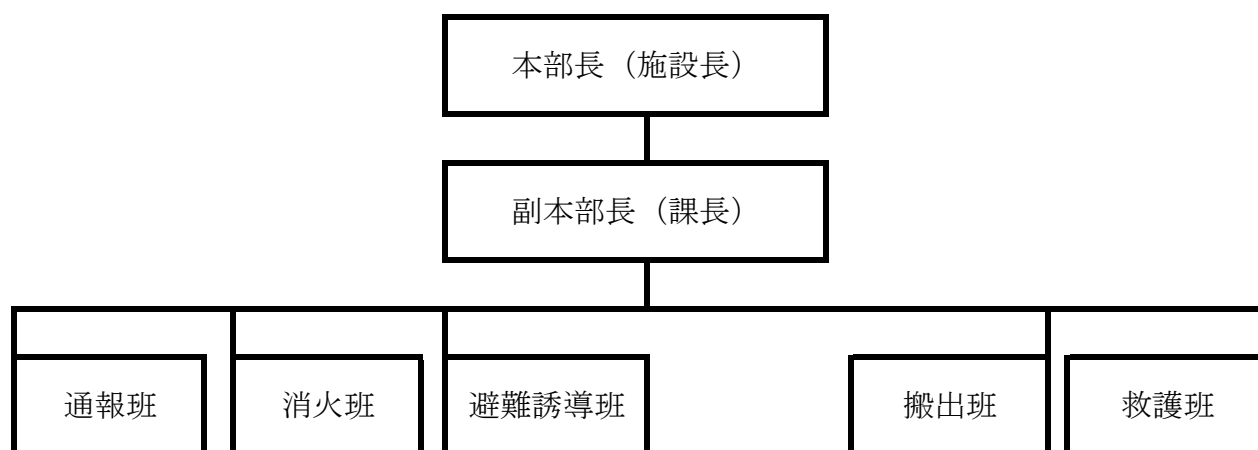
期 間	1 年 未 満	2 年 未 満	3 年 未 満	4 年 未 満	5 年 未 満	6 年 未 満	7 年 未 満	8 年 未 満	9 年 未 満	10 年 未 満	10 年 以 上	合 計
計	9	0	7	10	2	3	2	0	1	0	0	34

Ⅲ 防災関係

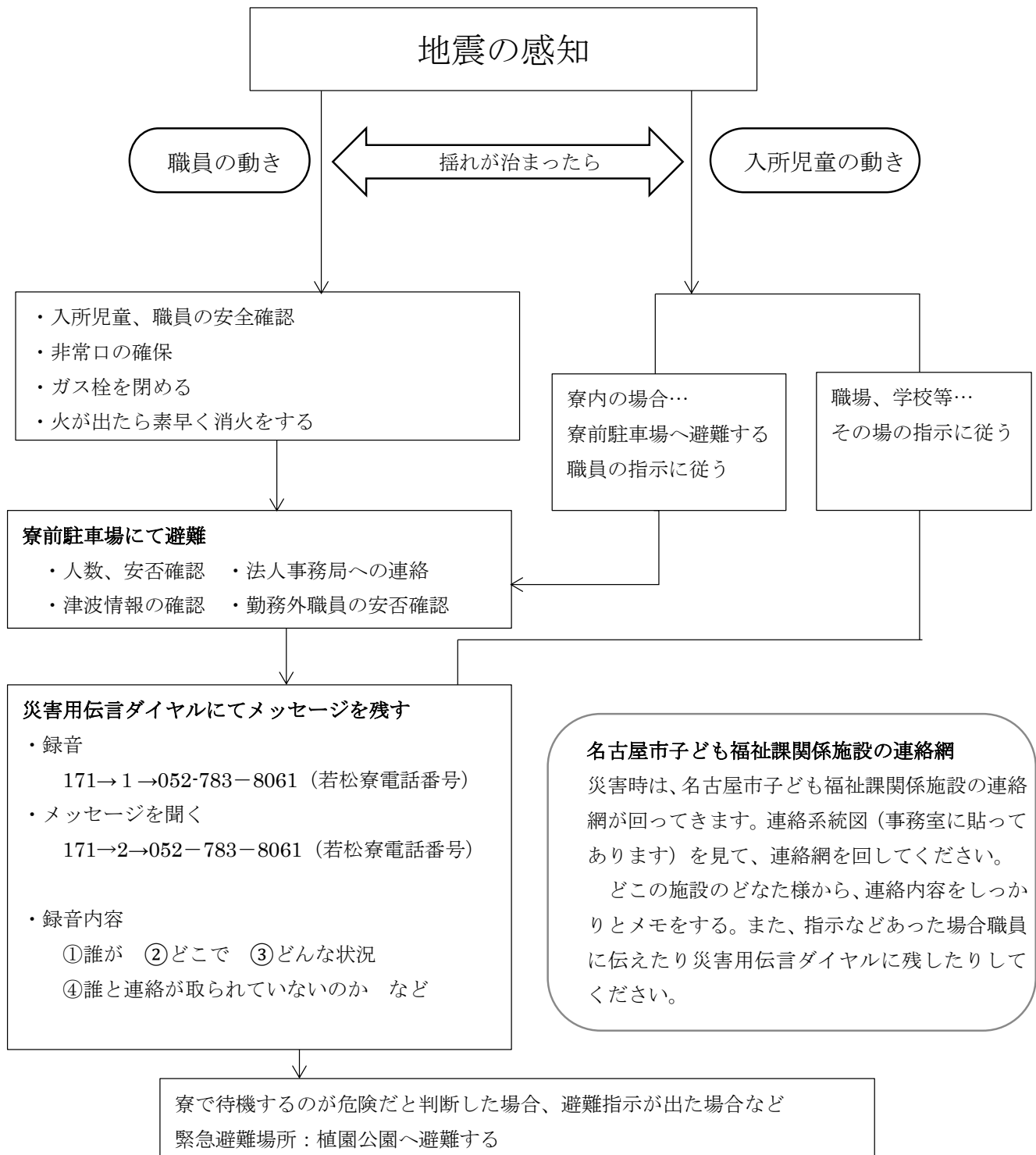
1 防火体制



2 災害対策組織

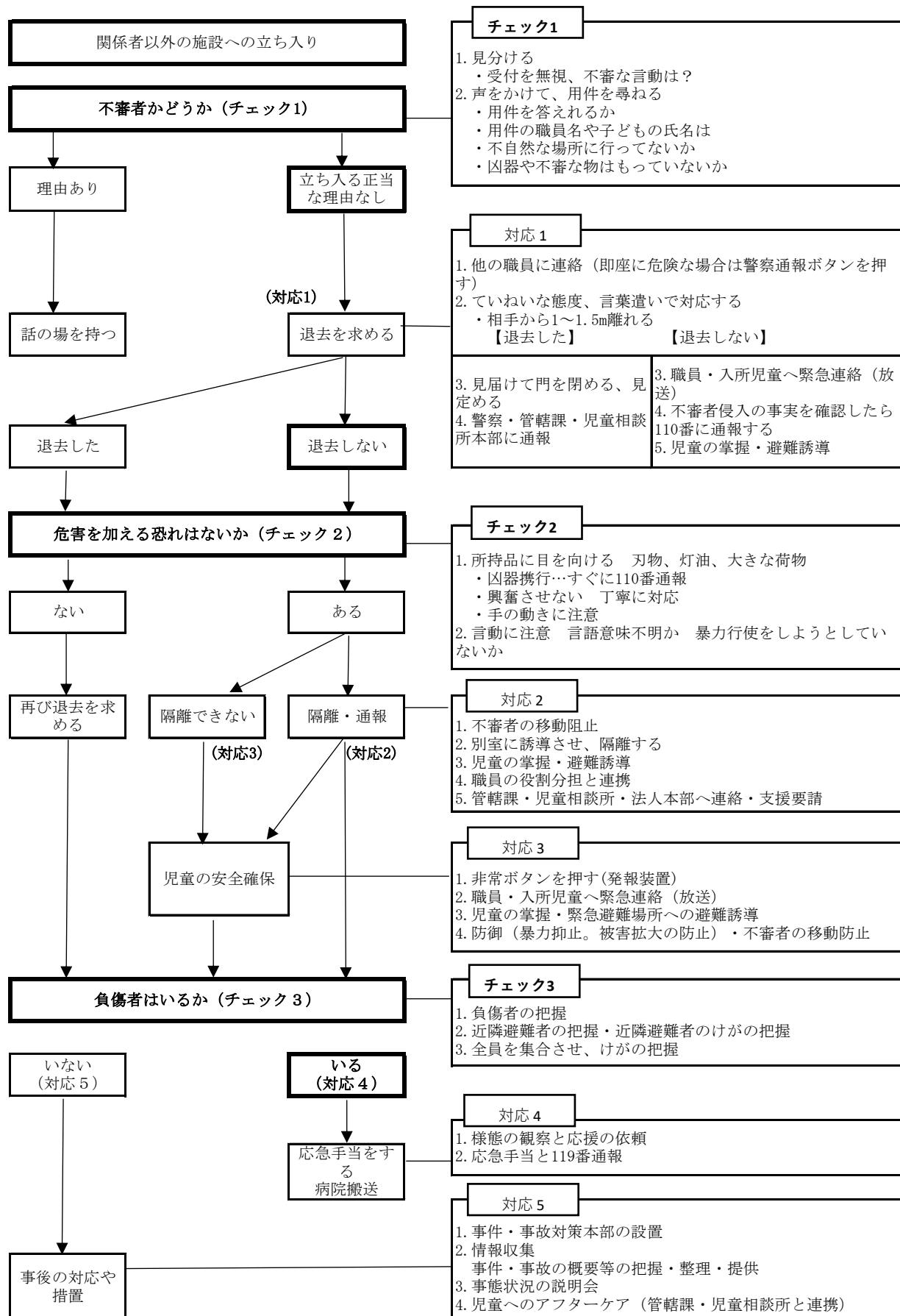


3 地震災害時行動マニュアル



IV 危機管理マニュアル《不審者侵入対応》

不審者への緊急対応の流れ（名古屋若松寮）



V 収支予算内訳書

令和7年度 当初予算

(単位:円)

収入の部						支出の部					
科目	金額	名古屋若松寮	はぐみ	つむぎ	かなで	科目	金額	名古屋若松寮	はぐみ	つむぎ	かなで
事業活動	児童福祉事業収入	408,180,000	235,745,000	51,257,000	65,911,000	55,267,000	人件費支出	279,575,000	171,238,000	32,759,000	42,984,000
	措置費収入	403,615,000	231,880,000	51,239,000	65,470,000	55,026,000	事業費支出	66,267,000	39,506,000	7,308,000	11,502,000
	事務費収入	363,276,000	206,947,000	47,112,000	58,717,000	50,500,000	事務費支出	35,519,000	18,030,000	3,888,000	5,560,000
	事業費収入	40,339,000	24,933,000	4,127,000	6,753,000	4,526,000	その他支出	4,524,000	3,390,000	402,000	330,000
	その他事業収入	4,565,000	3,865,000	18,000	441,000	241,000	利用者等外給食費支出	2,930,000	1,800,000	400,000	330,000
	補助金(公費)	4,397,000	3,751,000	0	423,000	223,000	雑支出	154,000	150,000	2,000	0
	補助金(一般)	138,000	84,000	18,000	18,000	18,000	よりどころサポ	1,440,000	1,440,000	0	0
	受託(一般)	30,000	30,000	0	0	0					
	寄附金収入	2,000,000	1,700,000	100,000	100,000	100,000					
	受利息配当金収入	10,000	10,000	0	0	0					
	その他収入	4,260,000	3,360,000	300,000	300,000	300,000					
	受入研修費	200,000	200,000	0	0	0					
	給食費収入	2,600,000	1,700,000	300,000	300,000	300,000					
	雑収入	20,000	20,000	0	0	0					
	よりどころサポ	1,440,000	1,440,000	0	0	0					
事業活動収入計						事業活動支出計	385,885,000	232,164,000	44,357,000	60,376,000	48,988,000
施設整備等	施設整備等収入	0	0	0	0	0	固定資産取得支出	21,000,000	20,000,000	300,000	400,000
							建物	18,000,000	18,000,000	0	0
							器具及び備品	3,000,000	2,000,000	300,000	400,000
施設整備等収入計						施設整備等支出計	21,000,000	20,000,000	300,000	300,000	400,000
その他	退職給付収入	0					積立資産支出	6,065,000	5,451,000	0	335,000
	サービス区分間繰入金収入	15,300,000	15,300,000				退職給付引当資産支出	2,065,000	1,451,000	0	335,000
							施設整備等積立資産支出	4,000,000	4,000,000		
							拠点区分間繰入金支出	7,200,000	7,200,000		
							サービス区分間繰入金支出	15,300,000	0	6,000,000	4,300,000
	その他の活動収入計	15,300,000	15,300,000	0	0	0	その他の活動支出計	28,565,000	12,651,000	6,000,000	4,635,000
収入合計						支出合計	435,450,000	264,815,000	50,657,000	65,311,000	54,667,000
						予備費支出	7,500,000	4,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
						当期資金収支差額	▲ 13,200,000	▲ 13,200,000	0	0	0
						前期末支払資金残高	64,823,000	43,723,000	10,110,000	10,990,000	0
						当期末支払資金残高	51,623,000	30,523,000	10,110,000	10,990,000	0

令和6年度 決算

(単位:円)

収入の部						支出の部					
科目	金額	名古屋若松寮	はぐみ	つむぎ		科目	金額	名古屋若松寮	はぐみ	つむぎ	
事業活動	児童福祉事業収入	364,736,365	242,948,019	52,557,659	69,230,687	人件費支出	245,138,923	169,868,868	32,475,033	42,795,022	
	措置費収入	356,911,434	237,294,188	52,170,579	67,446,667	事業費支出	52,388,809	37,348,669	5,162,606	9,877,534	
	事務費収入	321,345,744	214,208,461	47,114,580	60,022,703	事務費支出	20,048,459	12,733,850	2,636,688	4,677,921	
	事業費収入	35,565,690	23,085,727	5,055,999	7,423,964	その他支出	3,204,821	2,582,480	332,679	289,662	
	その他事業収入	7,824,931	5,653,831	387,080	1,784,020	利用者等外給食費支出	2,124,821	1,502,480	332,679	289,662	
	補助金(公費)	7,427,298	5,286,198	372,080	1,769,020	雑支出	0	0	0	0	
	補助金(一般)	372,883	342,883	15,000	15,000	よりどころサポ	1,080,000	1,080,000	0	0	
	受託(一般)	24,750	24,750								
	寄付金収入	3,545,653	3,345,653	100,000	100,000						
	受取利息収入	52,778	52,778								
	その他の収入	5,157,985	4,578,565	311,350	268,070						
	受入研修費	347,600	347,600		0						
	給食費収入	1,943,190	1,397,270	297,550	248,370						
	雑収入	1,772,795	1,753,695	6,600	12,500						
	よりどころサポ	1,094,400	1,080,000	7,200	7,200						
經常収入計						經常支出計	320,781,012	222,533,867	40,607,006	57,640,139	
施設整備等	施設整備等収入	0		0	0	固定資産取得支出	6,125,094	6,125,094	0	0	
						建物	1,950,000	1,950,000	0	0	
						器具及び備品	4,175,094	4,175,094	0	0	
施設整備等収入計						施設整備等支出計	6,125,094	6,125,094	0	0	
その他	退職給付収入	1,867,800	975,000	446,400	446,400	積立資産支出	16,004,150	15,446,150	279,000	279,000	
	拠点区分間繰入金収入	0	0	0		退職給付引当資産支出	2,004,150	1,446,150	279,000	279,000	
	サービス区分間繰入金収入	29,200,000	29,200,000	0	0	施設整備等積立資産支出	14,000,000	14,000,000		0	
						拠点区分間繰入金支出	7,090,000	7,090,000		0	
		0				サービス区分間繰入金支出	29,200,000	0	17,000,000	12,200,000	
	その他の活動収入計	31,067,800	30,175,000	446,400	446,400	その他の活動支出計	52,294,150	22,536,150	17,279,000	12,479,000	
収入合計						支出合計	379,200,256	251,195,111	57,886,006	70,119,139	
						当期資金収支差額	25,360,325	29,904,904	▲ 4,470,597	▲ 73,982	
						前期末支払資金残高	71,994,883	34,893,991	20,110,652	16,990,240	
						当期末支払資金残高	97,355,208	64,798,895	15,640,055	16,916,258	

